

令和3年度 第2回
神戸市都市計画審議会

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について（3.4.71号垂水駅東線）

第2号議案 神戸国際港都建設計画交通広場の変更について（3号垂水駅前交通広場）

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方 目次

1. 地元説明等に関する意見 . . . 1
2. 都市計画手続き等に関する意見 . . . 2

1. 地元説明会等に関する意見

意見の要旨	神戸市の考え方
<p>・11月14、19日の説明会に参加したが、プロジェクターでの説明のみで参加者への資料配布がなく、抗議したところ後日、意見した3人に資料が渡された。</p> <p>・説明会では、都市計画道路「垂水駅東線」の一部を「垂水駅前交通広場」とするとの説明があったが、現広場が道路用地との説明はなかった。縦覧資料で「垂水駅東線」の変更前後対照表で交通広場面積の変更（約7,400㎡→約4,700㎡）その差約0.28haを3号垂水駅前交通広場として追加するとあるが、何故この説明を11月の説明会でしなかったのか非常に疑問である。</p> <p>・現広場が道路用地であることを、住民として初めて認識したことは皮肉なことにこの度の縦覧図書の計画図だった。道路用地には如何に公共施設とはいえ、図書館を建設することは不可能だと思う。理由書には「良好な都市環境の形成を図るための憩いや緑化、地域の活性化の核となるイベント等の空間にも配慮した交通広場」と記載されているが、図書館に一切言及していない。明らかに用途の変更ではないか。</p> <p>・以上の点で、近隣住民に改めて説明してほしい。</p> <p>・縦覧期間中に担当者と意見交換の機会を得たが、資料作成者は一方的に役所の立場だけの文章を作るだけで、市民の理解しやすい丁寧な説明等をしていない。法律等の問題もあるだろうが欄外に注記し説明する等の方法がある。</p>	<p>・説明会に際し、開催案内と資料を事前に各戸配布しているため、当日の資料配布は行わず、プロジェクターを用いて事前配布した資料の内容に沿って説明させて頂いております。</p> <p>・現広場は、「都市計画道路である垂水駅東線の一部として計画された交通広場」ですが、道路法上の道路用地ではありません。11月の説明会では、区域を図示の上で『垂水活性化プラン』による整備を進めるべく、都市計画道路「垂水駅東線」を変更・区域縮小し、当該区域について歩行者空間を中心とする「垂水駅前交通広場」として都市計画に位置付ける』と説明させて頂いております。</p> <p>・前述のとおり、現広場は道路法上の道路用地ではございません。また、図書館に関する地域住民の皆様へのご説明はこれまでも実施しております。</p> <p>今回は、都市計画の変更として、理由書記載の通り、『垂水駅東側において「垂水活性化プラン～生まれ変わる海辺のまち～」を実現すべく、良好な都市環境の形成を図るための憩いや緑化、地域の活性化の核となるイベント等の空間にも配慮して、交通広場』とするものです。</p> <p>この都市計画変更のうえで、図書館、駐停車スペース、地下原付駐車場、広場空間を含めた、交通広場としての複合的な空間を整備するもので、図書館のみに限っていないため、図書館に特筆した記載としてはおりません。</p> <p>・頂いたご質問・ご意見につき意見書提出者へ説明させて頂きました。</p> <p>・都市計画の縦覧内容は都市計画法及び同施行令に定められており、これらに基づいて縦覧図書を作成しております。地域住民の皆様への分かりやすいご説明については大変重要と認識しており、縦覧に先立ち、都市計画ミニニュースとして都市計画変更の内容を各戸配布し、周知に努めております。ご意見を踏まえ、今後も引き続き丁寧な説明に努めるようにしてまいります。</p>

